

## 父子家庭のお父さんや 母子家庭のお母さん等への 給付金・福祉資金貸付等

健康福祉部子ども総合センター  
子ども家庭室  
(あいあい ☎84-3315)

### ●福祉資金貸付

経済的自立を助けるため、低利または無利子で、就学支度資金や修学資金などを貸し付けします。

**対象者** 配偶者がいなく20歳未満の児童等を扶養している人、または寡婦の人

※所得制限等あり

### ●自立支援教育訓練給付金

仕事に必要な資格や技術を身に付けるため、指定した講座を受講修了した費用の一部を支給します。

**支給額** 受講費用の20%  
(上限 100,000円)

※所得制限等あり

### ●高等職業訓練促進給付金

安定した生活ができる職業に就くため、就職に有利な資格取得の養成機関で2年以上修業する場合に支給します。

**支給額(月額)**

▷非課税世帯…100,000円

▷課税世帯…70,500円

(給付上限期間は2年間)

※所得制限等あり

### ●児童扶養手当

一人親家庭等の保護者へ児童扶養手当を支給します。

**支給対象者** 配偶者の死亡もしくは障がい、または離婚などにより、子ども(18歳になってから最初の3月31日まで、または一定の障がいがある人は満20歳未満)を養育している人

**支給額(月額)**

▷子ども1人の場合…全部支給42,000円、一部支給41,990円～9,910円

▷子ども2人以上の加算月額…2人目は5,000円、3人目以降1

人につき3,000円

※養育する子どもの数や支給対象者の所得等により受給額が決まります。

※前年の所得等が一定額以上ある場合は、手当は支給されません。

**支給時期** 4月、8月、12月

### ●交通遺児援護金

市内在住で交通事故によって父または母を亡くした18歳未満の児童を扶養し、生計を同じくする人に支給します。

**支給額(月額)** 交通遺児1人につき2,000円

### 共通事項

申請方法など詳しくは、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室へお問い合わせください。

## 一人親家庭等の皆さんへ 高等学校等通学費の一部を 支給します

健康福祉部子ども総合センター  
子ども家庭室  
(あいあい ☎84-3315)

市内在住の一人親家庭等の生徒が高等学校等に通学する場合、通学費の一部を支給します。

希望する人は、健康福祉部子ども総合センター子ども家庭室または市民文化部関支所地域サービス室で申請してください。

※支給は申請のあった月から対象となります。

※申請は毎年度必要です。

**対象費用** 高等学校または専修学校、各種学校、職業訓練校などの通学費

**支給額** 1カ月の通学定期券の2分の1の額(支給限度額は3,000円)

**持ち物** 通学定期券・学生証の写し、印鑑、預金通帳

## 農業振興のための補助金を ご活用ください

環境産業部農政室(☎84-5048)



市では、意欲ある農業者を次の事業により支援します。

### ①耕作放棄地解消事業補助金

市内の耕作放棄地を、耕作可能な農地として解消する場合、その費用の2分の1に相当する額(上限10万円/10a)を補助します。

**対象者** 市内に住所を有する農業者

**対象農地** 現在、耕作放棄地で6年以上の利用権設定を行ったもの、または農地法第3条第1項の許可をされたもの。ただし、同一世帯間もしくは親子間等によるものまたは同一の当事者間で繰り返し行われたものは除く。

### ②地域特産品発掘等事業補助金

将来、「亀山市ブランド」として販売することを目的とした、農作物の発掘、育成、生産販売に要する費用(上限100万円)を補助します。

**対象者** 市内に住所を有する農産物生産者または市内に住所を有する農産物生産者を主な構成員とした団体

### 共通事項

**補助金申請期限** 5月29日(金)

**申請書提出先** 環境産業部農政室  
※補助金の交付は予算の範囲内とします。

※申請方法など詳しくは、環境産業部農政室へお問い合わせください。